

真蹟本に見る親鸞聖人のかなの用法

門かど

川かわ

徹てつ

真まこと

(仏光寺派)

一

親鸞聖人のかなづかいが特有なものであることは従来より指摘されている所であつて、近年刊行された『講座国語史』の中においても藤原定家のかなの用法などに別して、わざわざ聖人のかなの用法という項がもうけられて、その特徴が概説されている。^①この聖人の特徴あるかなづかいが意図的になされていることに早くから注目されたのは吉沢義則博士であり、博士は聖人の真筆である西本願寺本の『唯信鈔』において格助詞のヲが単独に用いられる時にはワ行のヲで書かれているが、他の助詞モ、バ、ヤなどと複合してヲモ、ヲバ、ヲヤなどと用いられる時にはア行のオで書かれていることを発見し、更に同じく真筆の専修寺蔵『西方指南抄』では、その下巻本に「カバネヲシヨスルマドヒニモノリ候ヌベシ」^②（傍点私、以下同じ）とある所を一旦ア行のオで書かれたのを後に朱筆でワ行のヲに訂正され、一方下巻末には「カクノゴトキノ弥陀ノチカヒニ、信ヲイタサザラム人ハ、マタ他ノ法文オモ信仰スルニオヨバズ」^③とある「法文オモ」を一旦ワ行のヲで書かれたのをア行のオに訂正されているのを見るに及んでこの種のかなづ

かいが意識的になされていることを確認し、しかもその識語からこれが定められたのは康元元年の末、聖人八十四才の頃からであったと推定されるに至った。^⑧

これを受けて藤谷一海氏は「親鸞聖人仮名聖教用語の研究」^⑨と題する論文において、ア行オとワ行ヲの使い分けが本誓寺本の『唯信鈔文意』にも見える所から七八才頃に既に仮名遣のあるものは一定していたとし、後には坂東本『教行信証』においてもオバ、オゾ、オカ、オヤ等ア行のオがほぼ一定して用いられている所から、その上限を五十二才以前に迄も引き上げられた。^⑩

山内育男氏は先の『講座国語史』において法雲寺本の『尊号真像銘文』を資料として親鸞聖人のかなの用法を論ずる中で、この種の表記法は康元元年以前に始まるとし、同じ聖人の真筆本でも平かな消息では「をば」とワ行で書かれている所から、助詞ヲのこの特異な表記法は片かな文章の場合だけのものではあつたかもしれない、^⑪と言われる。

親鸞聖人のかなづかいを論ずる場合には真筆と認められるものを資料とすべきであるという考えから、これら先学の研究を受けて、聖人の聖教、特にその真蹟本を中心としてその特徴をまとめてみたい。真蹟本と言っても『親鸞聖人真蹟集成』全九巻に写真版として収載されているものにより、一部は活字化されたものによつてゐる。すなわち別表の①から⑭迄に掲げる所のかなの聖教を中心として、⑮にあげる御消息の内の真筆本が残るものをこれに加え、更に漢文の聖教に見える振仮名や左訓の類をかなづかいの資料とする。かな聖教にも振仮名、左訓の類はあるが、これらに見える用例は表ではかっこに入れて一応区別している。真蹟本以外のものについては聖人以後の人の書写本によつて活字化されたものに従つてゐるので、あるいは写本のかなづかいのままに活字化されていないこともありうる訳だが、聖人のかなづかいが後の人によつてどの程度に伝えられているかを窺う参考資料として掲げてみた。

親鸞聖人のかなの用法と言っても全ての用語について調べたのではなく、ごく一部の代表的な語だけに限っており、

それらの内、格助詞のヲがバ、モ、ヤ、カ、ゾ、ノミと複合して用いられた場合を始めとしてスナワチ(即)イエドモ(雖)キワ(際)キワム、キワマル(極、窮)マフス(申)サワリ、サワル(障)などは聖人が古来からのかなの用法に反してその特有のかなづかいを意識的になされていると考えられるものであり、これに対して古用に従ってかなづかいを統一されている場合もあってナホ(猶、尚)アルイハ(或)ヒトヘニ(偏)ウタガフ(疑)アヒダ(間)タエズ、タエヌ(絶)アラワル(現、顕)などがそれである。一方では同一語について二様、三様のかなづかいがなされている例もあってアラワス、アラハス(顯、表)ハカラウ、ハカラフ(計)トナウ、トナフ(唱)などがあげられる。これらのことから聖人は特定の語についてはかなづかいを統一して意識的になされていたことが知られるのである。

二

さて聖人の真蹟本として比較的早い年代のものと考えられているのは六十三才の時に平仮名によって書写された『唯信鈔』であるが、ここでは未だ後に見られる様な聖人のかなづかいが確立される迄には至っていない。そして一旦書写した上からかなづかいを加筆訂正されている所が十八ヶ所にわたって見える。

まうす↓ふ(四例) うたがう↓ふ(四例) すなはち↓わ(一例) いえども↓ゑ(一例) いへども↓ゑ(一例)
おはる↓わ(二例) あらはす↓わ(二例) そなはる↓わ(二例) よはし↓わ(二例) おもはん↓む(二例)
くはしく↓わ(一例)

小川貫弍氏によれば平仮名本『唯信鈔』は聖覚の自筆草本をもとに転写されたのではなくて別人が書き写したのを見て文暦二年に書写され、その後別人が寛喜二年に聖覚の真筆草本から見写した奥書をもつ片仮名本を御覧になって先の文暦本を校合され、その奥書が加筆された^⑧と考えられている。だとすればこれらのかなづかいの訂正は片仮

名本との校合によってなされたと見ることが出来る。『唯信鈔』に關しては聖覚の自筆本において既にかなづかいに注意して書かれていたものと推察され、文暦二年平仮名本書写の際の底本は別人がかなづかいに注意することなく書写したものであったがために聖人が後になって別の片仮名本を御覽になった時に訂正を余儀なくされたものと思われる。この片仮名本こそは聖覚のかなづかいに注意して写されていたものと見るべく、しかも西本願寺本書写の際の底本が恐らくそれであったと考えられる。何故なら平仮名本において十八ヶ所にわたって訂正されているかなづかいの全てが西本願寺本ではそのままに合致しているからである。つまり西本願寺本は聖覚の自筆本のかなづかいをよく伝えていると見るべきで、六十三才の時に書写された平仮名本が後になって聖覚のかなづかいと異つていふことに気付かれた聖人は一度は加筆訂正されたものこのこれでは満足されず、これを裏返して分割し見聞集や涅槃經の文を書き写すのに再利用されたものと思われる。もっとも平仮名本に見えるかなづかいの訂正は聖人自身のこれを統一せんとする考えからなされたのではないかという疑いも残るが、しかし「うたがう↓ふ」を四例迄は訂正されながら、なお一例ア行のままのものがあり、これは聖人の他の仮名聖教では全てハ行で表わされているのと相違するし、「すなはち」も一例は「わ」に訂正しながらも他に「は」そのままに残されており、「なを」「ひとえに」も他の聖教のかなづかいと異つていることなどから考えて、聖人自らの意図の下に訂正されたとは考え難い。もしその意図があるなら、全ての例にわたって改められたはずであるからである。

信証本『唯信鈔』についてはその筆蹟が晩年の『唯信鈔文意』などに近い所から八十五才頃の書写と見られているが、かなづかいという点から言えば少し問題がある様である。というのも聖人のかなづかいは後述の如く八十五才の時に特定の語だけについてではあるが不動のものとして確立されたと言つてよく、それに比して信証本には「アル・ヒハ」(二例)「キハマル」(左訓一例)などがあつて他の真筆本と異つている。その底本が平仮名本や西本願寺本と

違ったものであつたらうとは考えられるが、それにしても八十五才頃の書写とするのはいかがなのであろうか。

八十三才の時に書かれた法雲寺本の『尊号真像銘文』についてはこの表で見る限りかなづかいの例外は見出されない。

三

『西方指南抄』は聖人八十四才の康元元年十月十三日から翌年の正月二日にかけて書写校合されたことがその識語より知られる。その内、中巻末は十月十四日の書写であるが、聖人のかなづかいとして問題の点はない。『西方指南抄』には朱筆又は墨筆による訂正が見られるが、ここにもその訂正箇所があつて他巻の朱筆校合と同じく康元二年の正月頃のものと思われ、これによつてかなづかいも整備された形になっている。下巻本は十月三十日の書写であり、ここでは格助詞ヲの複合したヲバ、ヲモ、ヲヤ各一例、ヲノミ二例が見られる他、ナヲ一例、スナハチ一例、イヘドモ一例などがある所からも聖人のかなづかいが完全に確立された状態とは言えない。ここでもやはり朱筆による訂正箇所があつてその中には「カバネヲ・シヨスル」とある単独に用いられた格助詞ヲを始めア行のオを用い、後になつて朱筆でワ行のヲに訂正されている他「善導オモ」という所では一旦ヲで書いた上からオに加筆訂正されたと思われる部分がある。更に十一月八日の書写になる下巻末にはヲバ、ヒトエニ、サハリ各一例があつてかなづかい確立以前のものと言える。ここにも訂正箇所があつて「法文オモ」「サトリオモ」「法門オモ」「イヅレオカ」の四ヶ所ではそれぞれ一旦ヲで書かれているのを墨で上からオに訂正し、しかも「法文オモ」には右横に朱筆でオと書きそえられている。この例をとらえて吉沢義則博士は格助詞ヲのかなづかいの使い分けを康元元年の末、八十四才頃からと推定されたのであつた。

上巻末は康元年十月十三日の書写で識語による限り六部の内では最も早い訳だが、翌年の正月一日に朱筆校合された旨記されている。ここではかなづかい未確立のものとしてヲモ、イヘドモ各一例、振仮名中にサハリ二例が目につく。上巻本は正月二日の書写で格助詞ヲに關しては一つの例外も見出し得ないが、イヘドモ、アラハル各二例、マウス一例が未確立と言えよう。中巻本には正月二日に校了とのみあってその書写は明らかでないが、この表に關する限りではかなづかいで問題となる所はなく、先の中巻末と合わせて聖人のかなづかいとしてよく整備された状態を示している。中巻本末が同じ頃に書かれたとする証左の一つと言えよう。『西方指南抄』に關しては上巻、中巻、下巻のそれぞれ本末がかなづかいという面からはよく似た状態を示しているとも本末は同時に書かれて後になって分割されたことを示している。

次いで同じ八十五才の年の正月十一日及び二十七日に書かれた『唯信鈔文意』、更には『一念多念文意』、翌年八十六才の時の専修寺本『尊号眞像銘文』においては、先の『西方指南抄』の中巻本末に見られたと同じく、表で見る限り特定の語についてはあるが、かなづかいの上で一つの例外も見出し得ないことから考えて、康元年八十五才の正月頃にはその独特のかなづかいが不動のものとして確立されていたものと言える。

四

この聖人独特のかなづかいが同じ仮名聖教の和讃ではどうかというに、国宝の専修寺本三帖和讃は一部を除いてその大部分は真筆でないということになっているが、かなづかいという面からはほぼ聖人のものを忠実に伝えて筆蹟の上から聖人に近い人の書写と見られていることと符合する。ここでは朱筆による訂正があつて、例えば「アクゴフボムナウヲ・モノゾキ」という左訓ではヲと書いた上から朱筆でオに訂正してあり、「アイダ」をヒに改め「ケサン

レウナリ」のンをムに改めるといった如くンをムに直した例が七ヶ所にわたって見える。これらの訂正は左訓部分に見られるが、本文では高僧和讃の「利他ノ信樂ウルヒトハ、願ニ相応スルユヘニ」という所で一旦ア行でユエと書かれた上から墨筆でへに書き改め更に右横に朱筆でへと書きそえられている。^④ これらの訂正は他の真筆本聖教に見えるのと同じかなづかいに改められている所から聖人自らの訂正か、あるいは草稿本に訂正してあったのをそのまま忠実に転写したのではないかと思わしめる。かなづかいで問題となる所を指摘すれば「ヒトエニ」（七例）「アラハル」（左訓一例）などがあり、これらは他人の書写からくる結果かと思われる。

同じ三帖和讃の文明本を見るとこれが版本であるという性質上、開板当時のかなづかいに統一して改められていて聖人のそれとは違つた所が目につく。

仏光寺本についても同様のことが言えるが、表にもある如くスナワチ、マフス、サワル、アヒダなど必ずしもかなづかいが一定しているとは言えない。ここで和讃の仏光寺本について説明を加えれば現在見ることの出来る版本は三種類あつて江戸時代のもの新旧二版と明治時代になって改版されて現在も依用されているものとである。江戸時代のものの内旧版で現存する一本の裏表紙見返しに所に正徳二年（一七二二）という書き込みがあつて少くともこの年代迄は溯れるもので表にある仏光寺本とはこの版におけるかなづかいを示している。明治版になるとかえつて本論文言う所の聖人のかなづかいに改められている部分のあることが目につく。仏光寺本は和讃諸本の中で左訓の量の多いことと知られるが、諸本対校してみるとその多くは専修寺蔵の顕智写本に合致し、部分的には国宝本や文明本と一致する所もある。八尾の慈願寺にある所謂河州本は仏光寺本と同系とされるが、これらの系統本にしか見られない左訓がいくつかあつてこれらが聖人のものとするならば、顕智写本の原本を基礎にして国宝本などの左訓を合わした一本が別にあつたと想定される。

五

聖人の消息類には真筆のものとならないものが現存するが、ここでは日本古典文学大系本によってこれを分ちかなづかいを調べてみた。聖人のかなづかいが八十五才の時に不動のものとなったとする本論の立場からするならば消息類についてもこの年を境として前後に分つべきかと思うが、消息に関しては必ずしもその書かれた年時の明らかなものばかりとは言えず、今はこれを一括した。いづれにしても明らかなのは消息類では他の聖教程にはかなづかに注意して書かれたとは言えない様だ。真筆本だけについてみても格助詞ヲでの使い分けやウタガフなどは一定しない。これが真筆以外のものになると一層顯著で、格助詞ヲやスナハチ、キハマル、サハル、ナラ、アラハルなどにおいて他の仮名聖教とは異つたかなづかいになっている。消息という点から他の聖教程にはかなづかに注意がはらわれているとは言えず、しかも一旦書かれたものが後日朱筆なりで訂正されるということがなかったことにもよるのであろう。

六

漢文聖教をかなづかいの資料として見る時当然のことながら振仮名、左訓などの部分に限られるのであって、しかも同一語であっても明らかにかなづかいの判別し得るものだけにやらねばならない。坂東本『教行信証』はこれ迄の研究によってその筆蹟及び紙質から一面八行書きの基本部分と一面七行書きを含む数度にわたって書き直された改訂部分とから成ることが明らかにされているが、ここでは二つの部分に大別してかなづかいを調べてみた。その結果総体的には基本部分から改訂部分へとかなづかいが統一されていく傾向にあることに気付かされる。すなわち格助詞ヲ

の複合形がワ行で表わされる例が減少している他、スナワチ、ナホ、アヒダなどは同じ傾向を示す。『教行信証』にもかなづかいが訂正されている所があり、化巻本では一旦ワ行でヲバと送りがなした上から墨でオに加筆訂正されているのが二例^⑤、化巻末では朱筆による訂正があつて「猶蛇ノ如クスルヤ」とあるヤをオヤに改め、「ハナハダシキ」の次にヲヤが書き足されている^⑥。又信巻には「念念ニ捨テザルオバ」のオを消そうとされた跡がありうすく残っている^⑦。格助詞ヲがバ、ヤ、カと複合する場合をまとめてみると坂東本全体では五十五例ある中でオによる場合が四十八例に対してヲの場合が七例見出される。聖人のかなづかいとしてオによる場合が多いのは他と変わりないとしても、ヲによる七例の中でヲヤの五例が目につく。この点は漢文の文体から来している様である。

同じ『教行信証』の西本願寺本ではこのかなづかいがどうかというに『真宗聖教全書』による限りではオバ、オカ、オヤ合わせて三十四例に対しヲによる場合が二十三例ある。両本対校してみると坂東本でオとある所が西本願寺本ではヲになっているのが十五例、逆にヲの所がオになっているのが一例あり、両本とも同じなのが三十九例ある。西本願寺本がかつて言われた如く清書本であるとするなら草稿本である坂東本に比べてかなづかいが整備されていく傾向にあつていいはずの所が、全く逆にヲの例が大幅に増えていることは西本願寺本が聖人の真筆ではないことから来るのであろう。この点は吉沢義則博士も論証されている所である^⑧。

平仮名本『唯信鈔』の紙背に書かれている『見聞集』にもヲの例が目につくが、これはその制作が六十五才前後と言われて比較的早い時期に書かれたことによるのであろう。八十三才の制作とされる西本願寺本の『浄土三経往生文類』には和文、漢文両方の部分があつてかなづかいについてはヲバ、ウタガウの例があつて未だ完全に確立される迄には至っていない。同じ文類の興正寺本については活字化されたものによる限りでは漢文訓読部分に「キヘドモ」とあり、これは真筆本の他のいづれにも見出し得ず聖人のかなづかいとは考えられない。

七

以上、真蹟本を中心として親鸞聖人のかなの用法を見て来たが、比較的早い時期の平仮名本『唯信鈔』や坂東本『教行信証』の基本部分にはじまって、加筆訂正の手が加えられて八十五才以後に多く書かれた仮名聖教に至っては、ある種の語についてはあるが、かなづかいが確立されていると言つてよく、その中には歴史的仮名遣や定家仮名遣とは違った聖人特有のものが見出される。かなづかい統一の必要性が生じてきたのは平安時代末期以降ア行とワ行のオヲが同音化するなど音韻数の減少に伴つてである。親鸞聖人に先立つこと十一年早く生まれた定家はかなづかい統一の必要を感じた一人であつた訳だが、殆ど時を同じくして聖人も又その必要を感じられた、その機縁は聖覚にあつたと思われる。すなわち聖人は六十三才の時に平仮名で『唯信鈔』を書写されたが、その時の底本が聖覚自筆本でなくて別人の書写本であつたために後になって聖覚のかなづかいと異なることに気付かれて訂正されることになった。梯俊夫氏が言われる如く、「よき人の仰せ」言を大層尊重する方であつたのだから、仮名文字を使用されるにも何をか根拠とされたものと推測するのは無理なことではない^⑧、とするなら聖人にとってかなづかいの上では聖覚がそのよき人であつたと思われる。『唯信鈔』の書写を通して気付かれたかなづかいが加筆訂正を重ねて八十五才の時に確立されるに至つたのである。

註

- ① 講座国語史2 『音韻史・文字史』五七三頁
- ② 『親鸞聖人真蹟集成』第六卷六二二頁
- ③ 同前七七四頁
- ④ 吉沢義則「親鸞上人の写語法」(『龍谷大学論叢』第二四六号五九七頁)
- ⑤ 『大谷学報』第十四卷第一号七二頁
- ⑥ 藤谷一海「親鸞聖人の仮名遣に就て」(『阪東本教行信証の仮名遣を主として』(『大谷学報』第十七卷第三号七七頁))
- ⑦ 前掲書五七八頁
- ⑧ 小川貫弑『仏教文化史研究』四三一頁
- ⑨ 『親鸞聖人真蹟集成』第六卷六五六頁
- ⑩ 同前七七四頁、八〇三頁、八〇七頁、八〇七頁
- ⑪ 同第三卷二五頁
- ⑫ 同前四〇頁
- ⑬ 同前二六頁
- ⑭ 同前二二九頁
- ⑮ 同第二卷五〇四頁
- ⑯ 同前六三七頁
- ⑰ 同前六六三頁
- ⑱ 同第一卷一七八頁
- ⑲ 「本願寺本教行信証点注の筆者に就いて(上) (下)」(『龍谷大学論叢』第二五八号、第二五九号)
- ⑳ 『親鸞聖人全集』和文篇三〇頁
- ㉑ 梯俊夫『三帖和讃の国語学的研究』二九頁

キ ワ ハ	キ ワ ハ ム	キ ワ ハ マル	マ フ ウ ス	サ ワ ハ ル	ナ ホ ラ	アル イ ハ ヒ	ヒ ト ヘ ニ	ウ タ ガ フ ウ	ア ヒ イ ダ	タ エ ズ (ヌ ヘ)	ア ラ ワ ル	ア ラ ワ ス	ハ カ ラ ウ フ	ト ナ ウ フ
	1		4	2	4	2	3	12 1	1		1	1 4 (1)	1	3 9 (1)
	1		7	2	7	11	5 1	13	3		1 (1)	1 4	(1) 1	7 10 (1)
	1	(1)(1)	7	2	7	9 2	5 1	13 (1)	3		1 (1)	2 3	(1) 1	6 11 (2)
2		2	54	2			1	6				2 4	2 1	1 10
	2	(3)	1 (10)		4 (3)	3 (5)	1 (1)	4 (1)	2 (9)	2		(1)	1	3 3 (1)(6)
	3	2	2 (5)	3	10 1		10	26 (4)	4	1		1	2	9 7
	6	2	1 (1)	3 1	15	4	4 1	13	5	1			3	1 1
			14 (1)	(2)	3	7	2	3	9	1	3	1	1	2
			9 1		7	30	1	1	7	2	3 (1)	2 2 (1)		1
1	2 (1)	1	5 (11)		(1) 1	6	1	6 (2)	14	1		(1)		2 6 (2)
1		2	42	1		1	2	3		1	6	9 5	1 3	2 4
		2	42 (1)	1		1	2	3		1	6	9 5	4	2 4
		6 (1)	65 (2)	1		1		2 (2)		4	3 (2)	10 5	1	2
2	1	2	96	3	1 (1)		1	6			1	1 7	3 3	3 8
1		1	45	1		1	2	3		2 2	4 1	3 12	4	3 4
8 (4)	(1)	(9)	6 (8)	5 (1)	2	6 (1)	6 (6)	(2)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	6 3 (2)	(2)	1 1 (1)
10 (2)		1	17 (5)	6 (2)	8	2 (2)	6	14 (4)	1	2	4	10 (1)	5	14 (3)
10 (10)		2 (4)	14 (14)	(2) 6 (4)	7	3 (2)	6 (1)	14 (8)	1 (1)	(3)	(1)	4	11 (3)	13 (5)
1		2	1				3 2					4	10 4	2 5
(7)	(5)	(1)	14 (3)	1 4 (5)(3)	2 6 (2)(3)	(1)	1 (1)	8 (2)	3 (1)	(1)	2 (1)	2 1 (1)(3)	1 35 (4)(8)	2 6 (1)(3)
	(1)		(2)		(3)						(1)(1)	(1)(3)	(2)	
	(1)	(1)	7 (2)					1 (3)	(1)			(1)		
(1)	(1)	(1)	15 (1)	(2)	(1)	1 (4)		1 (6)	1 (1)		4 (1)		(4)	

親鸞聖人のかなの用法	オオオオオオララララララ ノ バモヤカゾミバモヤカゾミ						ス ナ ワ チ	イ エ ド モ (ヘ エ)	
① 唯 信 鈔 (平仮名本)	6	8	3		1		5 1 3		
② " (西本願寺本)	8	15	2		1		7 4		
③ " (信証本)	8	15	2		1	7 (1)	4		
④ 尊号真像銘文 (法雲寺本)	3					21			
⑤ 西方指南抄 (専修寺本) 中末	18	9	(1)			3 (8)	3 (13)		
⑥ " 下本	32	26	7	3	2	1	11 (1)	8 (1)	
⑦ " 下末	18	19	4	3	1		25 19		
⑧ " 上末	19	6	2		1		30 12 1		
⑨ " 上本	12	5	6	1			48 15 2		
⑩ " 中本	9 (1)	2	1	1			10 (7)		
⑪ 唯信鈔文意 (正月十一日本)	7	1					29		
⑫ " (正月二十七日日本)	6	1					30		
⑬ 一念多念文意 (東本願寺本)	12	11					20 (1)	1	
⑭ 尊号真像銘文 (専修寺本)	5	1					30 (4)	1	
15 唯信鈔文意 (光徳寺本)	7	1					26 1		
16 三帖和讃 (国宝本)	16 (9)	2 (4)					23 (1)		
17 " (文明本)					16	4	2	23	
18 " (仏光寺本)					16	2 (1)	2	25 (1)	
⑲ 御消息 (真筆本)	1	1			4	2		2	
20 " (その他)	7	1			10	40		1 5	
⑳ 教行信証 (坂東本) 基本部分	(16)	(5)	(11)		(1)	(4)	(1)	(4)(4)	
㉑ " 改訂部分	(7)	(2)	(7)			(1)		(4)(1)	
㉒ 見聞集 (専修寺本)					(1)	(1)		(2)	
㉓ 大般涅槃経要文 (専修寺本)				(3)					
㉔ 浄土三経往生文類 (西本願寺本)	(2)				(1)			1 (10)	1 (3)
26 " (興正寺本)	(1)				(1)			6 (8)	1 (2)
27 浄土文類聚鈔 (光延寺本)	(1)							(5)	(1)

○は真蹟本

() は振仮名, 左訓などに見える用例